

令和 6 年 第 5 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 6 年 5 月 2 7 日 (月)	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 2 時 3 2 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	欠
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和6年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬守委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第5回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について。 日程第3、議案第34号から議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第38号から議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第6、議案第45号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第7、議案第46号、農用地利用集積等促進計画の案について。 日程第8、議案第47号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集について。 議事日程は以上でございます。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、戸屋政春委員と新井徹委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。 それでは、報告第2号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の1ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 取下願については、許可を受ける前に、申請の取下げを願い出るものでございます。 それでは、報告第2号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 案内図の下の方を御覧頂きますと、斜線で表示した取下地が逆コの字型になっておりますが、この抜けている抜けている場所に、携帯電話の電波塔を設置する計画があり、その電波塔の建設工事のため一時転用許可を申請していたものです。 この一時転用許可申請に関しましては、令和元年9月の農業委員会総会で御審議を頂き、許可相当として県に意見進達しておりましたが、その後、着工にならなかったため、当事務局から申請書に対し、工事を行うのかどうか、再三にわたり確認連絡をしておりましたが、本年3月になり、電波塔そのものの事業計画が正式に中止となったとのことで、取下願が提

	出されたものです。 本日、当委員会で御報告申し上げましたので、提出されております取下願は、直ちに県へ送付し、その後、間もなく、この一時転用許可申請が取り下げとなる予定となっております。 なお、電波塔そのものを設置する予定であった農地の部分、携帯電話の電波塔・基地局については、農地転用許可不要案件ですので、同じく、工事に着手もされておらず、特に取り下げの手続きはありません。 説明は以上です。 報告事項ですので、ご了承願います。 続きまして、日程第 3、議案第 34 号から議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	
事務局	それでは、議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、本申請地の東側に隣接する農地を耕作しておりますが、本申請地が休耕地となっていることから、取得して一体で耕作していきたいと考え、申請に至ったものです。 なお、申請地では、小麦の栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
栗原推進委員	栗原推進委員。 おととい、吉田委員と現地を確認し、譲受人に事情を伺ってきました。 事務局の説明のとおり、隣接地が譲受人が耕作している農地で、申請地を取得することで、規模拡大を図りたいとのことでした。
議長	特に問題があるものとは思いませんので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、農家である実家の敷地内に住宅を構えており、この自宅敷地の西側に隣接する本申請地を取得して耕作をしたいとのことで、申請に至ったものです。 譲受人は現在、耕作は行っておりませんが、同じ敷地に住む実家から指導を受けながら、

	家族で、季節の露地野菜の栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 5月25日の午前中に、栗原推進委員と現地確認及び、譲受人の父親に事情を伺いました。 申請地は、譲受人宅の西に隣接しており、作物の管理がしやすく、購入に至ったとのことでした。
議長	特に問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり、決定いたします。 次に議案第36号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第36号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、子どもの成長に伴い、自分たち家族の手で農作物を育ててみたいと考えていたところ、自宅北側に隣接する本申請地が休耕地であったため、譲渡人に相談したところ、譲ってもらえることとなり、本申請に至ったものです。 譲受人は、現在耕作は行っておりませんが、譲渡人などから指導を受けながら、家族で季節の露地野菜の栽培をする予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 こちら、25日に現地確認を行いました。申請地については、譲受人宅の北隣にあります。 当日、譲受人宅に訪問しましたが、不在であったため、譲渡人に事情を伺いました。 譲渡人によれば、譲受人の妻が、家庭菜園を希望しているとのことでした。
議長	特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり、決定いたします。

事務局	続きまして、日程第 4、議案第 37 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 37 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 37 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請者は、現在、都内に居住しておりますが、本申請地及び隣接する宅地に建つ、元酒屋兼居宅だった実家に生まれ育ち、平成 10 年に本申請地を相続し、現在に至っております。 申請者が相続した後は、長年、空き家状態で、老朽化に伴って、周囲への影響も懸念され始めたため、不動産会社に相談していたところ、貸店舗賃貸物件として建て替え、土地活用を図ることとしましたが、本申請地が農地のまま残っていることが判明したため、本申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、本申請は追認事案ではありますが、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
坂本推進委員	坂本推進委員。 22 日に石附委員と現地を確認してまいりました。申請地は歩道側にあり、すでに敷地の一部となっております。
議長	家は空き家となっていて、〇〇商店の看板が建っておりました。 特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
事務局	全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 38 号から議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは議案第 38 号について、事務局の説明を求めます。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 38 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

議長 坂本推進委員	申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は、現在、県内の他市に夫婦で居住しておりますが、コロナ禍を経て、自然豊かな場所に移住したいと考え、検討していたところ、本申請地の周辺環境が希望条件を満たしていると思い、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。 坂本推進委員。
議長	22 日に石附委員と現地を確認してまいりました。申請地は草地になっております。 譲渡人に事情を伺いましたところ、自身は足が不自由になり、畑仕事もできず、不動産屋に相談していたところ、譲受人から相談があったとのことでした。 特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 39 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 39 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内に所在し、主に自然エネルギーによる発電事業を行う法人で、太陽発電事業地の検討を行っていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 なお、本申請に当たりましては、町の太陽光条例に基づく事前協議及び、地元説明会を開催済みであることを担当課に確認しております。
議長 石附委員	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。 石附委員。 5 月 22 日に現地を確認し、申請者に事情を伺いました。これは農地が太陽光発電事業に切り替わるという申請で、寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例が施行されたこともあり、私も動向を注視していたところでの、久しぶりの案件と思います。 申請地周辺については、すでに太陽光発電設備が設置されている状況です。 譲渡人の 1 人からは、夫婦で、桑畑として利用していたそうですが、夫が亡くなった後は管理に苦労していたところ、今回の話があったと伺いました。

	私としては、農業委員として農地を守りたいのですが、農業基本法の精神として、言ってみれば、食とエネルギーが入れ替わる話でありますし、景観の問題もあり、簡単な話ではないと思います。 そのような背景事情の中で、町の太陽光発電設備の設置に関する条例の手続きを踏んで、住民の理解を得ながら、進めているものと思います。 今回は止むなしとして、賛成したいと思います。 他にご意見はございませんか。 新井委員。 地図を見る限りだと、広がりのある集団の農地に見られますが、支障はありませんか。 事務局。 新井委員の御質問にお答えいたします。 申請地については、議案書のとおり、第２種農地に該当しております。 第１種農地といいますと、約１０ヘクタール以上の広がりのある集団農地とされておりますが、今回の申請地は、その基準未満となるものでございます。 申請地周辺の状況につきましては、先ほど石附委員からお話がありましたが、案内図を御覧になって頂きまして、申請地周囲は雑種地となっておりますように、すでに、太陽光発電の設備が設置されているような状況でございます。
議長	他にご意見はございませんか。
新井委員	(委員から、「なし」の声)
事務局	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第３９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第３９号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第４０号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第４０号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内に所在する、主に運送業を営む法人で、本申請地の南に、すでに倉庫・事務所を構えておりますが、事業規模の拡大に伴い、この事業所を整備したいと考え、本申請地を譲り受けられることとなつてことから、本申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第５条第２項第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見ををお願いします。
石附委員	石附委員。 この譲渡人は２名おりますが、両名ともに事情を伺ってまいりました。そのうちの１人は、認定農業者で、養蜂を営んでおります。 事情としては、譲受人の事業地と隣接する位置に、今回の申請農地を所有しており、高齢化に伴い、管理に苦勞していたそうです。 こうしていたところ、譲受人側から打診があり、もう一方の譲渡人の方と相談をして、譲渡すことにしたとのことでした。

	許可基準については、事務局の説明にありましたとおり、周囲は線路や宅地等に取り囲まれているような土地で、転用されることでの農業利用上の支障はないものと思います。 よろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 41 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 41 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内のアパートで生活しておりますが、町内の企業に勤務していて、町にも慣れ親しんでいることから、町内に住宅を建てたいと思い、検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見ををお願いします。 新井委員。
新井委員	先日、現地確認を行いました。申請人双方の事情は何っておりませんが、この場所についての問題は特にないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 42 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 42 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内の他市に本社がある、主に木材の加工等を行う法人で、寄居桜沢産業団地内の区画に新工場を設置し、操業を開始しております。 木材の運搬のため、新工場への大型車の出入りが多く、既存の従業員の駐車スペースでは安全上の問題があることから、新工場の敷地外で、従業員駐車場の適地を探していたところ、本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。

議長 新井委員	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。 新井委員。 申請地については、産業団地内の譲受人が操業している区画付近の位置にあります。 この件についても、申請人双方の話は伺っておりませんが、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 43 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 43 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請者、譲受人は、当町で、担当課は生活環境エコタウン課になります。男衾駅の利用者の利便性向上と、放置自転車対策のため、本申請地を借り受けて、自転車用駐車場としたいとのことで、譲渡人に相談したところ、無償でお借りできることとなり、本申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。
栗原推進委員	栗原推進委員。 吉田委員と現地を確認してまいりまして、現地は草が生えていましたが、特に問題はありません。よろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
清水推進委員	清水推進委員。 町として、自転車の専用駐車場を整備するということですが、都市計画を決定して、都市施設になるものと思いますが、町が整備するものとして、どんな機能を備えた駐車場であるのか、ご説明をお願いいたします。
議長 事務局	事務局。 清水推進委員の御質問に回答いたします。 申請地の整備方法についてでございますが、担当課からは、砂利を敷き、自転車が駐車できる状態にするものと伺っております。
議長 清水推進委員	清水推進委員。 議案とは直接関係なく、あくまで意見として申し上げますが、駅の東口ということで、駅の顔だと思います。この時代に土地も無償で貸して頂けるということで、利便性を確保する

	意味も込めて、しっかりとした舗装をするなどして頂けたらと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 43 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
	次に、議案第 44 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 44 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。
	申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。
	申請者、譲受人は、町内に所在する不動産業を営む法人ですが、スーパーマーケットがあった雑種地で宅地分譲を計画する中で、地続きの本申請地を計画地を含めたいと考え、申請に至ったとのことです。
	本申請地を含めた開発区域の面積は 3,118 m ² で、11 区画の宅地分譲地の計画となっております。
	なお、本申請地を含む全筆の登記面積は合計で 3,118 m ² ですが、道路後退分を除きますと 3,000 m ² 未満となりますので、開発は町協議となる案件になります。町の開発審査会は来月、6 月開催予定となっております、農地転用許可は、町開発協議締結と同時ということになっております。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
	説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見ををお願いします。
	吉田委員。
吉田委員	こちらについては、4 月総会の案件にあり、一時取下げになっていましたので、現地確認は、4 月 20 日に栗原推進委員と行っております。
	また、申請人双方から事情を伺っております。先ほど、事務局の説明にありましたとおり、申請地は駅から近く、周囲は住宅に囲われていまして、きれいに整地されておりました。
	議案書の摘要に記載がある、隣接する雑種地などを含めた土地を譲受人が一括購入し、宅地分譲地とするということです。
	問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 44 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第 6、議案第 45 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議

議長 事務局	題といたしますが、梅澤功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。 (梅澤功委員が退席) それでは、議案第45号について、事務局の説明を求めます。 議案書の6ページを御覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案45号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全23筆で、合計面積が22,373㎡です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 整理番号20番と21番の新設定2筆について御説明いたします。 借受人は、令和6年3月総会で御審議いただきました利用権設定で農地を借り受けて、新たに就農した方です。 今回の借り受けにあたり、耕作面積が約4反ほど広がりますが、所有者から農機具を借りて営農していくとのこと。なお、現在は兼業で農業を行っていますが、農業で生計が立てられる目処が立ち次第、早ければ今年中に、専業農家になりたいとのこと。 22番と23番は、次の議案第46号で御審議を頂きます、農地中間管理事業の貸借のものになります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第7、議案第46号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第46号について、事務局の説明を求めます。 議案書の7ページをご覧ください。議案第46号につきまして、御説明申し上げます。 この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法、第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。 次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた、その農地を借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、転貸する農地2筆の借受者は1名で、議案書のとおりです。

	農地の位置は、次の 8 ページの審議用資料図面を御覧ください。塚田の農地で、関越自動車道と今市塚田道の間の黒丸の中の赤線で囲んだ農地 2 筆が、今回、転貸する農地になります。 なお、今回の転貸は、戸屋委員が、地権者と借受者を繋いで頂いた案件になっております。 当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合の、その後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 46 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 46 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして、日程第 8、議案第 47 号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 47 号について、事務局の説明を求めます。 議案第 47 号について御説明申し上げます。 現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の任期が、本年度末で満了となりますことから、令和 7 年度からの農地利用最適化推進委員を募集するための要項を定めるものです。 なお、農業委員の要項は、農業委員会ではなく、町が定めるものとなっております。 それでは、議案書の 10 ページを御覧ください。 まず、募集要項の記載内容は、全体的に、「農業委員会等に関する法律」の規定に基づくものとなっております。 主な点を御説明申し上げます。 はじめに、3 の「任期」ですが、町長が農業委員を任命いたしますのが 4 月 1 日付けとなり、その後の早い時期に、臨時の農業委員会総会を開催いたしまして、その場で、新しい推進委員の委嘱を決定いただく必要がありますので、推進委員の任期は、農業委員と同じ 4 月 1 日ではなく、臨時総会の日ということになります。そのため、募集要項の記載となっております。 次に、5 の「募集人数」、6 の「募集の区域等」ですが、現在と変わらず、定数 8 人、区域は 4 区域で、各区域 2 人の推進委員の方としております。 次に、7 の「推薦・応募資格」ですが、1 枚おめくり頂きまして、一番上の表を御覧ください。推薦者は、「農業者、農業者が組織する団体その他の関係者」で、被推薦者または応募者は、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」となります。 なお、表の下、囲い内の記載のとおり、破産している人と、禁錮以上の刑に処せられている人は、推進委員になることができません。 1 枚おめくり頂きまして、11 ページを御覧ください。 8 の「募集期間」ですが、農業委員と同じ期間となっております、8 月 2 日（金）から 10 月 4 日（金）までの約 2 ヶ月間です。

	次に、9の「推薦・応募方法」ですが、所定の推薦書・応募書を農業委員会事務局に提出いただきます。 添付書類に1点、変更点がありまして、推薦・応募された人につきまして、禁錮以上の刑に処せられているかどうかの照会を、本籍地の自治体に対して行う必要があります。 このために、前回の募集までは、戸籍謄本の添付を求めておりましたが、本籍地と戸籍筆頭者が分かれば事が足りるため、本籍と戸籍筆頭者が載った住民票を添付して頂くことに変更しております。 ここで、2ヶ所の修正をお願いいたします。添付書類の(1)と(2)の冒頭、「被推薦者の…」となっているところを、「被推薦者」の後ろに、「又は応募者」を追記頂き、それぞれ、「被推薦者又は応募者の…」と修正をお願いいたします。申し訳ありません。 次にまいります。 1枚おめくり頂きまして、12ページを御覧ください。 11の「情報公表」ですが、推薦者と被推薦者、あるいは応募者の情報は、農業委員会法の規定によりまして、町公式ホームページで公表する必要がありますので、そのような対応になっております。 最後に、13の「その他」ですが、(1)記載のとおり、農業委員、推進委員の両方に推薦・応募はできますが、当然ながら、両方の委員になることはできません。 13ページから17ページまでは、推薦・応募に関する様式となります。 なお、農業委員、推進委員の募集につきましては、8月1日(木)発行予定の「広報よりい」8月号に、また、同日、町公式ホームページに掲載して、周知する予定となっております。 正式に推薦・募集が開始されるのは、8月2日からということになります。 説明は以上です。
議長	この件について、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり決定いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局長	よろしいですか。事務局から何かありますか。 事務局から1点、ご連絡申し上げます。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。 期日は6月25日、火曜日の午後3時から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会をお願いしたいと存じます。 総会の開始時刻は、促進協議会の議案数により、決定したいと存じますので、開催通知にて、お知らせいたします。 繰り返し申し上げます。 6月25日、火曜日の午後3時から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会をお願いいたします。

議長
事務局長

それでは、他に無いようですので、令和6年第5回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。
(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

戸屋 政春 委員 新井 徹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年5月27日

議 長

室岡重雄

委 員

戸屋政春

委 員

新井徹